

件名 建築基準法の基づく中間検査に係る特定工程等の指定

埼玉県告示第千六百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号。以下「法」という。）第七條の三第一項第二号の規定により指定する特定工程及び同條第六項の規定により指定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

この告示は、平成二十一年一月一日から施行し、同日以後に、法第六條第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第六條の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第十八條第二項に規定する計画を通知する建築物について適用する。

平成十八年一月一日からこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに法第六條第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六條の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物並びに平成十九年六月二十日から施行日の前日までに

法第十八條第二項に規定する計画を通知した建築物であつて、平成十七年埼玉県告示第二千七十号（建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定）による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例による。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 中間検査を行う区域

埼玉県内の区域のうち、法第四條第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

二 中間検査を行う期間

施行日から三年間

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

一の建築物における新築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途及び規模のものとする。

イ 主要構造部の全部又は一部を木造とした住宅（共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。）であつて、地階を除く階数が三以上のもの

四

ロ 鉄骨造の建築物又は床及びはりの配筋工事を含む建築物であつて、地階を除く階数が五以上のもの

指定する特定工程

次のおりとする。ただし、二にあつては、法第七条の三第一項第一号に規定する工程に係る工事を除く。

イ 前号イに掲げる建築物にあつては、

屋根工事

ロ 前号ロに掲げる建築物にあつては、

基礎の配筋工事

ハ 前号ロに掲げる建築物のうち、鉄骨造のものにあつては、一階の建て

方工事

ニ 前号ロに掲げる建築物のうち、床

及びはりの配筋工事を含むものにあ

つては、二階の床及びこれを支持す

るはりの配筋工事（当該配筋工事を

現場で行わないものは、二階の床及

びこれを支持するはりの取付工事）

指定する特定工程後の工程

次のおりとする。

イ 前号イに掲げるものにあつては、

壁の外装工事及び内装工事（これら

の工事のうち、構法上中間検査前に

施工することがやむを得ない工事を除く。）

ロ 前号ロに掲げるものにあつては、

基礎コンクリートの打設工事

ハ 前号ハに掲げるものにあつては、

耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う

工事

ニ 前号ニに掲げるものにあつては、

二階の床及びこれを支持するはりに

配置された鉄筋をコンクリートその

他これに類するもので覆う工事（二

階の床及びこれを支持するはりの配

筋工事を現場で行わないものは、直

上階の柱又は壁の取付工事）

五